

## 足立区都市建設部週休2日制確保工事試行実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を推進する観点から、建設現場における土曜日及び日曜日を休日とする完全週休2日制の実現を目指す取組みとして、足立区都市建設部(以下「部」という。)が発注する週休2日制確保工事の試行実施の流れ、提出書類等について定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 都市建設部長(以下「部長」という。)が指定する工事を現場閉所による週休2日制確保工事の対象とする。ただし、部長は、次の各号に掲げる工事について、週休2日制確保工事の対象外とすることができる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 対象期間が30日未満の工事
- (3) 工事内容、施設の実状等により対応が困難な工事

2 前項第3号の工事内容、施設の実状等により対応が困難な工事について現場閉所による週休2日制確保工事によらないこととした場合、交替制による週休2日制確保工事の対象とすることができる。

3 受注者は、週休2日制確保工事を希望しない場合、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始される日(以下「現場着手日」という。)までに、監督員に協議・報告書(様式第1号)により報告する。

### (週休2日)

第3条 週休2日とは、土曜日及び日曜日を休日とする4週8休以上の現場閉所又は技術者及び技術労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するものであり、受注者はその実施に努めなければならない。

2 受注者の責によらず土曜日又は日曜日に現場作業等を余儀なくされる場合は、受発注者間の協議により、土曜日及び日曜日以外に休日を任意に設定し、現場閉所を行うことで週休2日に取り組むこととする。

### (現場閉所による週休2日制確保工事)

第4条 現場閉所による週休2日制確保工事とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態であることをいう。

2 前項の現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態であることをいう。

3 第1項の対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者が対象外と認める期間は除く。

4 第1項の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態であることをいう。

- 5 現場閉所による週休2日制確保工事において、月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態であることをいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合、4週8休以上を達成しているものとみなす。
- 6 現場閉所による週休2日制確保工事において、通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所率が28.5%以上となる現場閉所を行ったとみられる状態であることをいう。
- 7 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。  
(交替制による週休2日制確保工事)

第5条 交替制による週休2日制確保工事とは、対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態であることをいう。

- 2 前項の対象期間とは、対象期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保できていればよく、受注者の責によらず、交替制による週休2日の実施が困難な期間は、対象期間に含まない。
- 3 前項の技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等をいう。
- 4 交替制による週休2日制確保工事により実施する場合で、施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散しているときには、受発注者協議で対象期間を適宜設定するものとする。
- 5 第1項の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- 6 交替制による週休2日制確保工事において、月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
- 7 交替制による週休2日制確保工事において、通期の週休2日とは、対象期間において、休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
- 8 降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。  
(業務の流れ)

第6条 部は、第2条の規定により週休2日制確保工事に指定した工事について、当初設計時に月単位の週休2日の達成を前提として経費の補正を行い、別添の例により、起工書、案件の公表に係る書面及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する。この場合において、補正係数は、東京都建設局積算基準の記載による。

- 2 部は、週休2日制確保工事の実施について、工事契約後に受注者の意向を確認する。
- 3 受注者は、週休2日制確保工事を実施する場合は、その旨を施工計画書に明記する。この場合において、交替制による週休2日制確保工事については、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容、休日確保状況の証明方法等を具体的に明記する。
- 4 受注者より週休2日制確保工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は本条以降の義務を負わない。
- 5 部は、受注者が週休2日制確保工事を希望しない場合は、経費の補正について設計変更

する。

(工事施工)

第7条 受注者は、広報板等に週休2日制確保工事であることを掲示する。

- 2 受注者は、現場閉所を行う時は、あらかじめ週間工程表、メール等により監督員に報告する。
- 3 部は、既存資料、任意様式等により週休2日の取組状況を適宜確認する。受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合においては、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(工事完了時)

第8条 受注者は、現場閉所による週休2日制確保工事を実施した場合、工事完了日確定後に現場閉所の結果を確認できる現場閉所報告書(様式第2号)を速やかに作成し、発注者へ報告する。

- 2 発注者は、前項の規定による報告があった場合、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たないものは、補正係数を通期の週休2日に変更する。この場合において、4週8休未満であったときは、補正係数を除した変更とする。
- 3 受注者は、交替制による週休2日制確保工事を実施した場合、工事完了日確定後に技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる休日確保状況報告書(様式第3号)を速やかに作成し、発注者へ提出する。
- 4 受注者は、前項に規定する休日確保状況報告書を提出するときは、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表及び休日が証明できる書類を添付する。この場合において、休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数及び対象期間日数から算出する。
- 5 発注者は、前2項の規定による報告があった場合、月単位の週休2日に満たないときは、補正係数を通期の週休2日に変更する。4週8休未満であった場合においては、補正係数を除した変更とする。

(留意事項)

第9条 部は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生する指示等を行わない。

- 2 部における現場閉所状況又は技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。
- 3 受注者は、週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日にかかわらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、毎週土曜日及び日曜日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。この場合において、交替制による週休2日制確保工事については、全ての技術者及び技能労働者が、月毎に4週8休以上の休日率が達成できるよう努めるものとする。

付 則 (6足都都発第4675号 令和7年3月7日 都市建設部長決定)  
(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）に施行する。  
（適用）
- 2 足立区都市建設部週休2日制確保工事試行実施要領の規定は、施行日以後に起工する工事契約に適用する。